

1. FATF 対日審査事務局による説明会を踏まえた今後の方針について

- 11月14～16日にかけて、FATF事務局が来日し、1年後に控えた対日相互審査についての説明会が催された。
- 説明会では、当庁の金融機関に対する取組や関係省庁との連携などについて事務局へ紹介したほか、事務局からは、個別金融機関のオンサイトについて、主に次の点について説明があった。
 - ・ インタビュー対象先については、金融機関のリスク等に応じて、選定される見込みであること。
 - ・ インタビュー対象として選定された場合には、マネロン等対応の手続きに責任を持って説明できる者が対応することが求められること。
 - ・ インタビュー当日は、質問に対して、先ず全体像を示し、その上で事例やデータを引用しながら具体的な説明をすること。
- 当庁においては、FATF対日相互審査まで1年を切ったことも踏まえ、今後次のような対応を考えている。
 - ・ 12月末の実態調査の報告内容を踏まえつつ、各金融機関のリスクに応じて、適切なモニタリングの実施
 - ・ 金融機関の態勢の強化に参考となるような取組事例の還元
 - ・ モニタリングで得られた情報や実態調査の結果等に基づき、金融機関の分析や今後の課題などをレポートとして取りまとめ、公表
 - ・ 金融機関の管理態勢の構築状況や国際的動向等を踏まえて、ガイドラインの見直しの検討
- 金融機関の皆様におかれては、FATFのインタビューを受けるという前提で、引き続き態勢の強化に向けて取り組みをすすめていただくとともに、取組みにおいて、疑問点等が生じた場合については、遠慮なく相談いただきたい。

2. 投資用不動産向け融資に関する一斉検証について

- 投資用不動産向け融資については、当庁において10月下旬から横断的なアンケート調査を行い、現在多くの銀行から回答をいただいております。ご協力いただき感謝申し上げます。
- 今後、アンケートにていただいた回答を踏まえ、一部の金融機関には取組状況・管理態勢をお伺いしたり、詳細な資料のご提出を追加的にお願いする可能性があるが、引き続きご協力をお願いする。こうした追加的な要素も踏まえ、更に深掘りして個別の金融機関毎のリスク評価を行い、リスクに応じてオンサイトを含めたモニタリングを実施していく所存。
- 今回の一斉検証を通じて、自身のリスクや態勢の適切性に対する新たな気づきを得られた点もあろうかと思う。各金融機関におかれては、今回の検証作業を通じて得られた気づきを是非ご活用いただき、自らの課題としてPDCAサイクルを回していただきたい。

3. コンプライアンス・リスク管理基本方針について

- 「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を踏まえて、先進的な取組事例の実態把握を行っているところ。
- これまでにお伺いした取組事例については、今後取りまとめの上で共有させていただきたいと考えている。

4. SDGsに関するこれまでの取組みと海外当局の動向について

- 来年、G20を日本で開催するに当たり、政府全体としてSDGsに関する取組みを強化しており、当庁としても、本年6月に「金融行政とSDGs」を整理・公表し、当庁の施策をお示ししているところ。
- 地域金融の問題はまさにSDGsそのものだと考えている。各行におかれては、それぞれの地域の活性化に向けてSDGsを意識した取組みを進めていただくことを期待している。
- 国際的には、欧州を中心にサステナブルファイナンスにかかる議論

がますます活発化していると認識している。特に気候関連リスクについては、信用リスクや流動性リスクと同様に金融機関としてのリスクと捉え、こうしたリスクを監督上のフレームワークに取り入れることが英当局より表明されているところ。

- このような国際的な議論の動向を踏まえつつ、当庁としては、我が国としての対応についてもフォワードルッキングに検討を進めてまいりたいと考えているので、宜しく願いたい。

5. 今後の地域金融モニタリングについて

(1) 地域金融モニタリングに関する体制変更について

- 健全性と金融仲介のバランスのとれたモニタリングを行っていくために、当庁の地域金融モニタリングの体制の変更を行った。具体的には、健全性のモニタリングを行っていた総合政策局の「地域銀行分析室」と「地域銀行モニタリング室」を監督局に移した。これにより、監督局長、担当審議官の下で、地域金融行政に関連する部署である、銀行第二課、地域金融企画室（地域金融生産性向上支援室）、「地域銀行分析室」、「地域銀行モニタリング室」を一元的に担当することとなった。

- 体制変更の背景・理由として、

- ①金融庁の側で、健全性と金融仲介の部署が別々にそれぞれ金融機関の皆様と対話を行っていたため、銀行の全体的なあり方に関する一元的なコミュニケーションになっていなかった、
- ②また、健全性と金融仲介の部署がそれぞれ異なる幹部の下で仕事をしていたが、皆様方との接点が多い財務局と日々連携を取っている監督局に意思決定を一元化する方が、より効率的な行政運営を行うことができる、

といった事情があり、今般の措置を実施したところ。

- 今後は、地域金融のモニタリングに関しては、監督局が責任を持って一元的に行ってまいりますので、宜しく願います。

(2) 地域金融モニタリングに関するプロセスについて

- 実際のモニタリングにあたっては、まずは、決算・財務データや企業アンケート・ベンチマーク等を分析するとともに、金融機関に訪問して直接話を伺うほか、保証協会・商工会議所等にもオフサイトでヒアリングを行いながら、定量・定性の両面からビジネスモデルや顧客の特性、それらに内在するリスク等を明確にする。
 - このようなプロファイリングの結果、足下の健全性等に特段の課題が見られない先については、金融仲介の取組みを中心にオフサイトで対話させて頂くこととなる。具体的には、まず金融機関の目指すビジネスモデルやその進展状況、実現に向けた課題について、金融庁または財務局の幹部がトップの認識を率直に伺い、その上で、目指すべきビジネスモデルを実現するために、具体的にどう現場に浸透させようとしているのか、必要に応じて本部・営業店・社外役員など様々な階層の方々とも対話したいと考えている。
 - こうした行内の声に加えて、地域や企業の声も聞きつつ、それらをインプットして、更なる対話を繰り返していくことで、より良い金融仲介の姿を目指してまいりたい。
 - 他方、足下の健全性等に課題があり、その背景にあるビジネスモデルや金融仲介の取組みと合わせて包括的な検証・対話が必要な先については、オンサイトも活用しながらモニタリングしていくこととなる。
 - なお、オンサイトにおいても、ビジネスモデルや金融仲介の取組みについては、あくまで銀行法 25 条に基づく検査の枠外として対話を行っていくこととなる。このため、「検査で指摘を受けるのではないか」と案じることなく、考えを率直に述べて頂き、忌憚のない建設的な議論を行うことができればと思う。
 - 一方で、ビジネスモデルの実現に向けて必要な健全性を確保するための取組みやリスク管理態勢については、25 条の対象範囲として検証を行う。その結果、リスクが顕在化する懸念があれば、当局としても継続的にフォローアップしつつ、改善を求めていくことになる。
- (3) 地域生産性向上支援チームの取組みについて
- 地域での金融仲介機能の十分な発揮に関する金融庁の取組みについては、金融機関の方々との対話のみならず、地域経済エコシステムを形

成する地域企業や地方自治体、商工会議所等の支援関係者との対話も広く含まれる。

- こうした観点から、前の意見交換会でも申し上げたように、「地域生産性向上支援チーム」を組成し、金融庁職員が地域に長期間出向き、財務局と密接に連携のうえ、地域経済エコシステムを形成する関係者等との対話を行っている。これは、今年度限りの施策ということではなく息の長い取り組みとしていかなければならないと考えている。
- こうした取り組みの過程で得る情報は、地域において企業の置かれている現状・産業の構造など幅広いものと考えられるが、中には、地域企業等による金融機関に対する本音や悩み、その理由や背景等も含まれると思う。各種の情報は、金融機関の皆様が地域経済の活性化への役割を果たしていく上で新たな「気づき」に繋がることが考えられるので、金融仲介に関する対話を通じ、提供させて頂くことも想定している。

(4) モニタリングに関してお願いする作業の負担感の解消について

- 従前より、金融機関の皆様より、「モニタリングの作業量やスケジュール（発出のタイミングや期間）について、配慮して欲しい、金融庁内の各部署で調整をしっかりとって欲しい」という指摘をいただいていた。
- こうしたご指摘を踏まえ、金融庁では、各金融機関に対して依頼している作業・ヒアリングの集中度合いやスケジュールの重複解消を図る観点から、各担当部署の状況を共有するための一覧表を作成し、財務局も参加して定期的に会議を行い情報交換をしているところ。
- これにより、正確な作業状況の全体感について、財務局とも、タイムリーな頻度で共有するとともに、財務局からは、随時金融機関の皆様に対して作業の負担感を確認させていただき、当該情報が金融庁にタイムリーに還元されることとなっている。
- こうした取り組みを通じて、モニタリングに関する作業の優先度や金融機関の負担については、監督局銀行第二課において一元的に管理した上で、金融機関の負担をできる限り考慮してモニタリングを実施していきたいと考えているので、ご意見等があれば、財務局もしくは監督局銀行第二課に積極的に相談いただくようお願いする。

6. 外国人材の口座開設について

- 外国人材の受入れ拡大に向けた入国管理法の改正案が成立した。政府としては、今月中に、外国人材の受入れ・共生のための「総合的対応策」を取りまとめる予定と聞いている。
- 各行においては、外国人顧客とのコミュニケーションの充実に向けて、現在、様々な言語に対応したコミュニケーションボードの導入や翻訳アプリの活用などに努めているものと承知している。また、口座開設についても、多くの銀行において、国内での勤務実態が確認できれば、国内在住の日本人と同様にキャッシュカードを使ったATMでの引出しや振込みが可能な、いわゆる居住者用の口座が開設できるなど、一定の利便性を確保しているものと承知している。
- 一方で、外国人顧客が来店した際の対応言語や銀行口座開設時の手続き、開設口座の利便性については、銀行間・支店間でバラツキがあるといった指摘もある。
- こうしたバラツキを解消し、新たな在留資格で受け入れる外国人材の利便性を制約することがないよう、業界としての具体的な取組みを、現在、全銀協と議論しており、追って対応をお願いする予定である。引き続き協力をお願いする。

7. 地域銀行の30年9月期決算発表について

- 地域銀行の平成30年9月期決算については、
 - ・ 貸出金利回りの悪化などによる、貸出金利息収入の減少や
 - ・ 投資信託や債券の売却損の増加、
 - ・ 与信関係費用の増加、などにより、約7割の銀行で中間純利益が対前年度比で減益。

8. 貸付条件の変更等の状況に関する報告の休止について

- 金融円滑化法の期限到来後においても、定期的に報告をお願いしてきた「貸付条件の変更等の状況」について、31年3月期をもって一旦休止とした。

- 31年4月以降については、本報告を休止したことによって金融機関に定着している金融円滑化への取組みに変化が生じていないか、あるいは経済情勢の急激な変化により金融円滑化への取組みを強化する必要があるか等を注意深く見守っていく予定。

(以上)